

島根県建設産業のあり方検討会提言

～安全・安心社会構築に向けた建設産業の
再生と発展のための方策 2012～

平成24年10月

島根県建設産業のあり方検討会

目 次

はじめに	3
第1章 本県の建設産業の現状	5
1. 島根県における建設産業の現状に関する定量的分析	5
(1) 企業数の過剰及び経営環境の悪化について	5
① 公共事業費の動向	5
② 建設事業所数の推移	5
③ 県内建設産業の経営状況	6
(2) 従業員の高齢化と企業の小規模化等について	6
① 従業員の状況	6
② 土木関連の学生・生徒数推移	7
③ 合併・企業連携	7
(3) 定量的分析のまとめ	8
第2章 建設産業の役割と課題	9
1. 建設産業が果たす役割	9
2. 建設産業が直面する課題	
(1) 競争の激化と経営環境の悪化	10
① 価格競争の激化による品質への影響	10
② 重層下請構造	10
③ 過剰な企業数	10
(2) 災害・維持管理を担える企業の減少	11
(3) 建設産業を支える技能・技術の継承	11
(4) 新たな連携によるまちづくり	12
(5) 建設産業のイメージアップ	12
(6) 行政が取り組むべき課題	12
① 産業政策等との連携強化と県民の理解	12
② 社会資本の予防保全的な維持管理	13
(7) 新分野進出の現状と課題	14

第3章 実施すべき対策	15
対策1 良好な建設産業構造の構築	15
1. 適正価格による受注の確保	15
2. 重層下請構造の見直し	15
3. 地元優先の配慮	15
4. 不良不適格業者の排除	15
対策2 地域の安全・安心の確保	16
1. 効率の良い維持管理手法の検討と 地域維持型入札契約制度の研究	16
2. 事業継続計画の策定推進	16
対策3 建設産業を支える技能・技術の継承の確保	17
対策4 官民連携によるまちづくりの推進	17
対策5 建設産業のイメージアップ	18
対策6 社会資本整備にかかる情報開示及び維持管理計画の策定	18
対策7 経営の多角化・新分野進出	18
1. 建設業者の取り組むべき課題と基本的方向	18
(1) 事前に綿密な事業計画を作成	18
(2) 余裕のある事業計画	19
(3) 異業種・地域との連携	19
(4) 新たに進出した分野の周辺分野の開拓	20
2. 行政等支援機関の取り組むべき課題と基本的方向	21
(1) 総合的な支援 ～支援機関間の連携の強化～	21
(2) 継続的な支援 ～新分野進出後のフォローの強化～	21
(3) 異業種・地域と連携した事業の支援	21
第4章 建設産業の再生と発展に向けて	22

はじめに

建設産業は、国民生活や経済活動の基盤である住宅・社会資本の整備を通じ、地域の経済活動や安全・安心な社会の基盤を築くことに貢献している。特に、島根県においては、島根県の経済・雇用を支えるとともに災害対応等において極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、厳しい財政状況の中で建設投資の急激かつ大幅な減少等により、我が国の建設産業は過剰供給構造にあり、競争の激化等によりかつてない厳しい状況に直面している。

島根県においては、地域社会を支えてきた建設産業が疲弊し、これまで担ってきた災害対応等の機能の維持が困難となる状況となっている。また、建設投資の減少や総合評価型の入札制度の導入、少子高齢化等により、若年者の入職が減少し、建設生産を支える技能・技術の継承が困難となっている。

建設市場においては、現在も社会資本重点計画の見直しが行われているところであるが、民間市場も含め、今後は、少子・高齢化や環境意識の高まり、パブリックプライベートパートナーシップ（PPP：Public Private Partnership）等による事業の必要性、維持管理・リフォーム工事等の比重の増加など、建設産業の様々な変化が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、今後の島根県の建設業のあり方及び建設産業に対する支援策を検討することを目的として、平成23年10月26日、島根県知事の指示を受けて第1回島根県建設産業のあり方検討会が開催された。島根県建設産業のあり方検討会においては、「建設産業の再生と発展のための方策2011」に掲げられた現状認識と今後の方向性を念頭に置き、建設産業団体からのヒアリングも含め、これまで6回にわたり検討を重ねてきた。検討に当たっては、島根県内の建設業の置かれている現状をできる限り定量的に分析した上で、島根県内の建設産業が直面する課題を整理するとともに、関係者が取り組むべき課題を共通認識し、具体的な対策について議論を深めてきた。

そして今般、「安全・安心社会構築に向けた建設産業の再生と発展のための方策2012」として取りまとめ、提言を行うものである。

平成24年10月

「島根県建設産業のあり方検討会」

「島根県建設産業のあり方検討会」委員名簿

- ◎ 大屋 誠 松江工業高等専門学校 環境・建設工学科准教授
- 言根 雅弘 西日本建設業保証（株） 島根支店長
- 門脇 廣 (社) 島根県建設業協会 専務理事
- 原 諭 (社) 島根県建設業協会 青年部会会長
- 川井 香織 (社) 島根県建築士会 女性委員会委員長
- 三原 雅野 (株)三原組
- 勝部 仁美 (株)あおき 取締役
- 三澤 知恵子 島根県商工会連合会 女性部副会長
- 景山 登美男 飯南町副町長
- 釜瀬 隆司 江津市産業振興部長
- 桑野 修 邑南町副町長

- ◎ 座 長

- 副座長

第1章 本県の建設産業の現状

1. 島根県における建設産業の現状に関する定量的分析

建設投資の減少がもたらした影響を総資本経常利益率や年齢構成などに着目し、次のとおり、島根県内における建設産業の現状に関する定量的分析を行った。

(1) 企業数の過剰及び経営環境の悪化について

① 公共事業費の動向

県土木部の公共事業費の推移を見ると、平成10年度（約1850億円）のピーク時と比べ、平成23年度においては約4割（約750億円）となっている。

国、島根県、市町村等県全体の公共工事費の金額を見てもピークであった平成10年の約4割となっている。

国においては、平成16年から、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金改革、地方交付税改革を一体的に推進する「三位一体改革」により、「地方にできることは地方で」を基本に、国庫補助負担金の廃止・縮減を図る一方、まちづくり交付金の創設・拡充を推進するなど地方の自主性・裁量性を高める方向での改革に取り組んでいる。

市町村については、市町村合併に伴う合併特例債による事業が今後終了していくこともあり、また、人口減少が進行する中でさらなる事業費の減少が懸念される。

また、公共事業費が減少する中で、維持管理の費用が徐々に増加しており、今後、維持管理費の割合がさらに増すものと思われる（資料1）。

② 建設事業所数の推移

建設業許可業者数は、平成16年度のピーク時（3,588業者）と比較しても平成22年度末で3,129業者とピーク時の約13%の減少となっている。

土木工事一式および建築工事一式の許可業者数の島根県建設工事等入札参加資格者の地区別分布（資料2）から、土木一式と建築一式とも出雲が最も多く、次いで松江、浜田、益田の順である。

平成22年度の土木工事一式許可業者格付け企業数と公共工事費の最も多い平成10年度の保証実績と急激な建設投資の減少が生じる前の平成13年度および平成22年度の保証実績の比較図（資料3）から、保証実績の地区別割合に比べ、土木工事一式の格付け企業数が出雲、大田・川本、益田で多いことがわかる。

県東部では、これまで、斐伊川放水路事業や尾道松江線、山陰道、国道9号線バイパス工事などある程度の規模の工事があったが、各事業が終了する中で、今

後競争が激しくなると思われる。

③県内建設産業の経営状況

総資本経常利益率の平成11年3月期から平成23年3月期までの推移を見ると、利益率は全ての区分で減少しており、特に、1億円未満の企業では、平成14年3月期以降継続して利益率がマイナスの状態である。

完成工事高経常利益率についても同様な傾向を示している。

平成22年3月期に比べ平成23年3月期は若干回復しているが、ほとんど利益が出ていない状態である。規模の小さな企業ほど利益が出ない状態であり、10人未満の小規模な企業が3/4を占める島根県では、厳しい経営環境であることがわかる（資料4）。

建設投資が減少する中で、過剰供給の状況にあることから、入札時の価格競争が激化し、低価格での入札が広がっている。

島根県土木部発注工事（随意契約を除く）の落札率（予定価格に対する入札価格の比率）の推移を見ると、他の都道府県と同様に平成16年度から平成20年度にかけ低下し、平成20年度には90%以下となるなど価格競争が激しくなっている。しかしながら、近年、ダンピング受注の防止と工事品質の確保を図るため、最低制限価格の引き上げや低入札価格調査制度の調査基準価格の引き上げなどを実施したことにより、平成22年度は若干上昇している（資料5）。

平成23年1月に「平成23・24年度島根県入札参加資格申請建設業者」1,138社を対象に実施した島根県建設産業実態調査において、建設業を取り巻く経営環境に関して、「急速に厳しくなる」、「徐々に厳しくなる」を合わせて約88%の企業がまだまだ厳しくなるという認識を持っている。また、会社の将来性についても不透明感を有している（資料6）。

（2）従業員の高齢化と企業の小規模化等について

①従業員の状況

次に、従業員別の建設企業数の変化をみると、平成13年から平成18年までの間に従業員10人以上の企業の減少率が大きく、従業員の数も減少している（資料7）。島根県内の建設業は、公共事業費の減少に伴い雇用する従業員を削減してきた。

島根県内の建設業の年齢構成を見ると50歳以上の従業員が半数を占めており、29歳以下の若年層は1割であることから、従業員の削減は新卒者などの若年層の雇用を控えることにより対応してきたものと思われる。

建設産業においては、入札に参加するために工事経験と土木施工管理技士などの国家資格が必要であり、将来の公共事業の見通しが立たないため、若手従業員

の確保・育成ができない状況である。また、高年齢者雇用安定法による継続雇用制度の義務づけにより高齢者の定年延長をしていることも若年者の雇用を控えることにつながっている面もある。

一方、上記の状況から資格等を保有する60歳以上を多数雇用しており、高齢者の雇用対策として建設業は大きく貢献をしている。また、59歳までの従業員は正規雇用がほとんどであり、厳しい経営状況であるが雇用の安定に向けた経営努力が実施されている。

松江、出雲では、厳しい状況の中で、規模が大きく経営が安定している企業では、新卒者など30代までの正職員を計画的に採用している。しかしながら、他の地域では50代以上の割合が多く、高齢化が顕著である。この状況は、全国的な割合より高い状況にある（資料8）。

②土木関連の学生・生徒数推移

島根県の中学3年生人口は、平成元年に約1万2,000人だったが平成23年で約6,500人、平成31年には6,000人を切る状況である。平成23年度の中学3年生の島根県東部と島根県西部の生徒数の割合は、東部7割、西部3割となっている。

島根県内の公立高校で土木を学ぶ生徒の数は、普通科志向や理科離れ、業界の先行き不安や新卒者の雇用が無いこと、括り募集などから、平成15年度には土木系を学ぶ生徒の数が120名程度であったが、平成23年度には40名程度と1/3に激減している（資料9）。

例えば、松江工業高等専門学校においては、40名の募集定員を維持しているが、その学生の出身地の推移を見ると、平成5年は県内出身者の割合が6割であったが、現在は9割と県内出身者の割合が増加している。東部と西部の出身者の割合を見ると、松江工業高等専門学校が松江市にあるということもあり、9割以上が東部出身である。島根県西部出身で土木の分野を学ぶ生徒、学生が減少しており、地域の安全・安心体制を今後維持するためには、各地域で若年労働者の確保、育成が急務であると思われる。

③合併・企業連携

また、公共事業費の減少に対する対策として、企業合併・企業連携を促進するため、トップセミナー等の開催や入札参加資格総合点数に対する優遇措置などが行われたが、なかなか合併が進まない状況にあり、経営規模を縮小せざるを得ない状況である。

さらに建設機械についても所持し、維持することが難しいためリースにより対応する企業が増え、軽量化により災害時などの緊急時の対応が難しい状況となっ

ている。

(3) 定量的分析のまとめ

以上より、建設投資の減少に比べ企業数が減少していないことや完成工事高対経常利益率が近年マイナスで推移していることなど、建設産業は建設投資の減少を背景に厳しい状況に直面していると考えられる。島根県内の中核的な建設企業においても、他産業と比較して低い利益率にとどまっており、厳しい環境が続いている。

また、労働者や保有する建設機械が減少するなど、企業の小規模化が進んでおり、採算性が低く、かつ、一定の労働者や機械の確保が必要となる災害対応、除雪、インフラの維持管理など、建設企業が従来地域社会の維持のために担ってきた役割を果たせなくなる恐れがある。

さらに、従業員の高齢化、若年入職者の減少が顕著となっており、将来的な技術者、技能者の不足や、建設生産を支える技能・技術が継承できないといった懸念が増している。

第2章 建設産業の役割と課題

1. 建設産業が果たす役割

建設産業が、安全・安心な社会を構築するために果たすべき役割には以下のものが挙げられる。

○社会資本整備の担い手

建設産業は地域の雇用と経済を支える基幹産業であり、技術と経営に優れた建設業の維持・再生により良質な社会資本整備を行う。

○社会資本の維持管理の担い手

適切な維持管理と早期の対応による地域の安全・安心を確保する。

○災害時等の地域の安全・安心の担い手

災害発生時の緊急対応や災害・除雪対応の迅速・安定的な体制を構築し、地域の安全・安心を確保する。

○地域づくりの担い手

地域建設業の持つ技術、人材、資材、地域性を活かし、地域づくりに積極的に参加する。

例えば、東日本大震災において、建設業者は直ちに現場に行き地域の事情に精通し的確に対応したという高い評価を受けている。

あまり報道されていないが、建設業者は、東北自動車道等の縦のラインを確保した上で、沿岸部へ横に進む「くしの歯作戦」において、人命救助や救援のためのルート確保や、海からの救援を可能とする港湾関係の対応など主要施設の復旧復興作業に多大な貢献をしている。

建設業者は、専門的な知識と技術を有する人材と建設機械や資材を保有しており、インフラを作ることにとどまらず住民を護る機能を果たしている。今後安全で安心できる地域の構築に必要な社会資本の整備とともに、災害時に地域住民を守るためにも建設産業の役割は大きい。

しかしながら、前述の分析を踏まえれば、建設産業は次のような課題を抱えている。

2. 建設産業が直面する課題

(1) 競争の激化と経営環境の悪化

①価格競争の激化による品質への影響

地域の優良な建設業者が今後とも継続的に事業を実施し、地域建設業の役割を果たすためには、適正価格による受注を図り、健全な経営を確保することが不可欠である。

いわゆるダンピング受注は、建設産業の健全な発展を阻害するとともに、工事の手抜き、重層下請化による下請企業へのしわ寄せ、賃金の低下や社会保険の未加入等の労働条件の悪化などにより、安全対策の不徹底につながりやすく、工事の品質の確保に支障を来し、安全性にも影響を与えかねない。その結果は、県民の負担の増加にもつながりかねないことから、その排除は重要な課題である。

さらに、地方自治体の中には、歩切り（予定価格を決める際に、一律に設計価格から一定の割合を引き下げる行為）を行い、予定価格より低い価格を希望価格として設定するところもあり、建設産業の健全な発展を阻害している可能性がある。

②重層下請構造

建設産業の特徴の一つとして、重層下請構造（注1）があるが、重層下請の問題点として、間接経費の増加による生産性の低下、労務費へのしわ寄せ、施工責任の不明確化・品質の低下、安全指示の不徹底等による安全性低下といった問題が生じる恐れがあることが指摘されている。

本県においても、元請下請関係の適正化や下請保護に向けた取り組みを強化する必要がある。

（注1）重層下請構造とは、元請業者が工事を受注すると工事種類別にそれぞれ専門工事業業者に発注し、さらに、それらの専門工事業業者が別の業者に発注し、2次・3次と下請け構造が広がること。

③過剰な企業数

建設産業が直面している課題の多くは、その根本的な原因は、公共事業費に比べ建設業者が過剰であることによる。

建設業者が過剰であることは、地域建設産業の疲弊や雇用環境の悪化など深刻な問題を引き起こしている。

今後、良好な建設産業とするためには、不良不適格業者の排除が一つの方策として挙げられる。

不良不適格業者の排除には、これまでもその時代の社会的背景に即した重要な課題を中心に、指導監督等により行われてきた。

技術力、施工力を有しないペーパーカンパニーなど建設業法に違反する企業のほか、建設業法上の要件は満たしているが、施工を満足に行えない企業などがその対象となってきた。

今般、建設業が直面している課題を踏まえ、なお一層の指導監督の徹底を図ることが必要である。

(2) 災害・維持管理を担える企業の減少

県内の建設業は、企業体力の低下、企業の小規模化、従業員の高齢化等が進んできていることから、採算性が低く、かつ、一定の労働者や機械の確保が必要となる災害対応、除雪、インフラの維持管理等（以下、「地域維持事業」という。）を行い得る企業が減少し、最低限の維持管理等まで困難となる地域が生じる懸念がある。

この影響は、昨冬の豪雪に伴う除雪作業の停滞等に現れつつある。限られた財源ではあるが、緊急時に機能する地域の体制を構築しておくためには、維持修繕を担う地域建設業の経営が成り立つ発注の仕方を検討する必要がある。

また、災害への備えとして、建設業者と地方自治体では、災害協定を締結し、防災・緊急対応・災害復旧支援への取組みを行っているが、今後、県内の災害等の非常時対応力を一層強化することが望ましい。

(3) 建設産業を支える技能・技術の継承

公共事業費が減少し、経営状況が厳しくなる中、将来の見通しが立たないことから、多くの建設業者が新卒者の新規雇用に躊躇している。また、高卒者の離職率が高く、育成にも時間がかかるため、建設業界における若年技術者や技能者が少なくなっている。

一方、建設関連業界の将来性（社会資本整備の担い手として将来も不可欠な存在であること等）や有資格者は常に必要とされていることなど建設業界の実態について、保護者・高校生・中学生等に理解が不足しているために、就職希望が減少している面もある。

他方、他産業に比べ60歳以上の高齢者の雇用の割合が高く、高齢者対策として建設業は大きく貢献をしている。

このような年齢構成に偏りがある現状では、技術・技能の伝承は難しくなりつつある。

さらに、今後建設投資の中で維持管理の割合が増加することが見込まれており、維持管理事業に対する新たな技術の取得と継続的な技術向上のための機会を産

官学一体となって実施し、地域の安全・安心社会の構築に向けた取り組みが必要である。

また、工事現場において、建設生産の担い手であり、要である優秀な技能者が不可欠であるが、技能者の重要性を再認識し、優秀な技能者の育成に向けた取り組み、人材の確保に努めなければならない。

現在の技能者の雇用環境は、社会保険や処遇、対外的な評価の面でよい環境であるとは言えない状況であり、若年入職者の減少の一因となっている。雇用環境を改善し、魅力ある仕事とするために対策を講じる必要がある。

(4) 新たな連携によるまちづくり

地域の建設業者は、資本力、人材、人的ネットワークなどを有しており、とりわけ過疎・高齢化の進む中山間地域では、農業、観光、福祉など新たなニーズの担い手としての役割を果たすことが期待されている。

地域のまちおこしや活性化のための課題に対応するため、地方自治体や商工団体などとの連携、地域住民とのコミュニケーション強化などにより、建設業が蓄積している技術やノウハウを活用し、地域再生や活性化、地域の抱える問題解決に向けた新たな連携を推進することが必要である。

(5) 建設産業のイメージアップ

建築の現場においては、企業名などPRしているが、土木工場の現場においては、企業の顔が見えない。

業界の役割を認めてもらうためには、直接の発注者である行政だけではなく、地域住民に理解してもらうことが不可欠である。

一般的に建設業のイメージは、3K（きつい、きたない、危険）と言われるように、あまり良いイメージとして捉えられておらず、昨今の先行き不透明な状況からも建設分野を目指す生徒が激減している。

地域住民や小・中・高校生及びその保護者に建設産業の魅力を伝え、理解をしてもらうことが必要である。

(6) 行政が取り組むべき課題

一方、行政において取り組むべき課題としては以下の項目があげられる。

① 産業政策等との連携強化と県民の理解

東日本大震災において、災害時の住民避難や物資輸送として道路は重要な役割を担ったが、島根県内の道路の整備状況を見ると、災害時や緊急輸送を考えた場合の社会基盤としては脆弱な状況である。

また、少子高齢化及び過疎が進む島根県の抱える問題の解決として、産業政策・医療政策と道路等の社会基盤整備との連携を強化（例えば工業団地へのアクセスの整備や離島や交通不便地域などドクターヘリとの連携を考慮した救急搬送道路の整備やヘリポートまでの除雪など）し、財政的な制約の中でも必要な公共事業費は確保するとともに、社会基盤整備の必要性を県民に理解してもらうための努力が必要である。

一方、厳しい財政状況の中で、市民の暮らしや都市の成長に必要な公共建築物の整備を推進するためには、官と民が協力し、民間企業の経営ノウハウや技術力、資金を活かすことで、良質な公共サービスの提供と財政負担の軽減を図ることが不可欠である。

② 社会資本の予防保全的な維持管理

島根県においては、橋梁や下水道施設などこれまで整備してきた社会資本に対して、修繕・架替え等に係るコスト負担は大きな課題となっており、建設年数や立地条件等を十分考慮して将来健全度を予測し、施設の調査点検による現状把握と予防的な修繕等の実施を徹底することにより、コストの縮減を図る取り組みが進められている。現在、行政が中心となって点検を行い、現状の把握が進められている。

今後、中・長期的な維持管理計画を策定し、予防保全的な対応により社会資本の維持・修繕にかかるコストの低減が必要である。

島根県においては、現在の対症療法的な対応から、予防保全的な対応に転換し、適時・適切な維持管理により既存施設の長寿命化を目的とする、アセットマネジメント（注2）の考え方により、中・長期的な維持管理計画の策定に取り組んでいる。

例えば、橋梁施設の現況調査を平成19年度から開始し、平成23年度には維持管理計画の策定を完了している。県管理の橋梁については、高度成長期（昭和30～40年代）に架設された橋梁が28%となっており、架設後30年以上経過する橋梁が45%、そのうち架設後50年以上経過する橋梁が15%を占めている。

これらの橋梁についてこれまでの対症療法的な維持管理から予防保全的な維持管理にすることにより、修繕費の大幅な縮減が可能となる。（資料10）

ただ、すべてを予防保全で実施することは難しく、予防保全で実施するものと事後対応で実施するものを住民に理解してもらうことも重要である。

また、「橋守」や「道守」という活動も注目されており、地域の住民と地域の建設業者、コンサルタント等の民間の活動を活用することも検討する必要がある。

(注2) アセットマネジメントとは、公共施設を資産としてとらえ、施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算的制約の中でいつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮して、計画的かつ効率的に維持管理を行う概念。

(7) 新分野進出の現状と課題

今後公共事業費の拡大の可能性が小さい中、建設業者が雇用を維持し、企業を存続させていくためには、建設業以外の分野に取り組むことも選択肢として挙げられる。

県はこれまで健全な建設業界の維持及び地域経済・地域雇用の影響低減などの観点から、建設業者の新分野進出を支援するため様々な施策を実施してきたところである。(資料11)

これまでの実績及び新分野に進出した企業に対し実施したアンケート調査結果から、過半数の企業が新分野の収支は赤字となっていること、また、課題として人材の確保・資金調達・販路開拓が課題となっていることが窺える。

また、新分野に進出した企業からは、「初期投資やランニングコストがかさみ投資の回収が難しく、本業の建設業にも悪影響を及ぼしている。」「販売ルートを持たず安定的な売上確保に至っていない。」という声も出ている。

第3章 実施すべき対策

第2章で述べた課題に対応するため、建設業者・業界団体及び県・市町村は次の対策を実施することが必要である。

対策1 良好な建設産業構造の構築

1. 適正価格による受注の確保

ダンピング受注の排除のため、県においては、工事の品質確保の観点から、受注者として不可避な費用をもとに落札率と労災事故の発生との関係も考慮して低入札価格調査基準価格を設定し、対策を講じている。

今後も、発注者（国・県・市町村）は、ダンピング受注排除のための低入札対策、歩切りの排除、利益率悪化の要因を検証するための公共事業コスト調査等に取り組む必要がある。

2. 重層下請構造の見直し

重層下請構造の是正のため、適正な下請契約を締結するよう指導、違反企業への厳正な対処、また、下請代金債権保全策の導入、不良業者の排除を進めるべきである。

さらに、過度な重層下請による弊害を是正するため、下請次数の抑制についても研究を行う必要がある。

3. 地元優先の配慮

建設業は地域の経済・雇用を支える基幹産業として、重要な役割を担っている。また、災害時等に迅速・安定的な対応が可能になるようにするためには、地域毎に一定の建設業者が必要である。

このようなことから、引き続き、地域に貢献する地元企業の活用について配慮することが必要である。

4. 不良不適格業者の排除

良好な建設産業とするため、排除すべき不良不適格業者として保険未加入企業がある。

島根県の建設業者の社会保険の加入状況は90%以上となっており、全国平均70%を上回り全国トップクラスである。

今後、社会保険料に相当する法定福利費を積算に反映させ、国の対策も見ながら、県内の全ての建設業者が社会保険に加入するよう指導を強化すべきである。

対策2 地域の安全・安心の確保

1. 効率の良い維持管理手法の検討と地域維持型入札契約制度の研究

県では、既に地域維持事業の一部を必要に応じて複数企業による共同組織と契約を行うことや、複数の地域維持事業の一括した発注や複数年契約を結ぶ等の工夫を行っている。

こうした先行的取り組みの内、複数年契約については、より長期的なスケジュールを立てた上で計画的に人員・機械の確保を図ることができ、経営の安定化が可能となるメリットがあるとされている。

また、複数企業で構成する協同組合による契約については、受注者の構成企業間の協力体制により、必要な人員・機械の確保を効率的に行える可能性があるが、一方では、グループ内にマネージメントする企業や組織体制が必要である。

今後増加が見込まれる社会資本の維持管理等も含め、地域の維持管理を持続的に実施するためには、担い手である地域毎の建設企業の持続的な体制確保に資する様々な取り組みが必要であり、入札契約制度においても、必要に応じて複数年契約や複数企業による契約、地域維持のために地域に精通した企業に限定した入札制度の採用など、担い手確保に資する工夫が必要である。

2. 事業継続計画の策定推進

建設業者の災害時等の非常時の対応力を強化するため、事業継続計画（注3）を策定しておくことが、自社の被害を最小限に抑えるとともに復旧活動を迅速に行うために重要である。

現在、国においては、建設業者の事業継続計画の策定を推進しているところであるが、島根県においても、事業継続計画の策定について、普及・啓発を図り、策定を支援する必要がある。

さらに、事業継続計画を策定していることを総合評価方式の評価対象とするなど、事業継続計画の策定を促すような制度の検討も必要である。

（注3）事業継続計画とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

対策3 建設産業を支える技能・技術の継承の確保

行政においては、建設産業を支える技能・技術の継承のため、若手技能者や技術者の育成や労務賃金の改善に取り組む企業を評価する仕組みを検討する必要がある。

また、企業・業界団体においては、技術者・技能者の能力向上のため、若手職員向け基礎的研修や監督者向け専門研修などの各種の研修を強化することが必要である。

さらに、高校生などに建設業の魅力を伝え理解してもらうため、インターンシップの受入期間の延長・充実、土木系の学科を有する高専・高校へ出向き、建設関連業の役割・将来像を積極的にPRすることなどが考えられる。

対策4 官民連携によるまちづくりの推進

国及び地方公共団体の財政状況から、今後は、PFIやPPP（注4）等の官民協働による事業手法の活用が期待される。

また、PPPに地場企業が連携して参画することで、地域内で資金が循環し、地域経済の活性化に寄与することも期待される。

これらのことから、県・建設業者・金融業その他の関連産業など公共建築物の整備・運営に関連する地場企業の連携によるPPPへの参画に向けた調査・研究に取り組むことが望まれる。

そのために、県・市町村においては、PPPの研究を進めることが必要である。

一方、業界団体においてもPPPを推進する体制の構築が必要である。

(注4) PFI（プライベートファイナンスイニシャティブ）とは、政府や自治体の公共部門が対応してきた公共施設などの整備を、官民役割分担のもとに民間の資金や能力、ノウハウを活用することでより効率的に行おうとする考え方。

PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）とは、公共事業等の実施において、広く民間の経営手法やノウハウを取り込むために、民間と公共でパートナーシップをとる形態のこと。PPPは、例えば事業計画の段階から民間と組むなどの広い協力関係を意味しており、特定事業を民間に委託するPFIより広い概念である。

対策5 建設産業のイメージアップ

個々の企業においても様々なボランティア活動により、地域貢献をしているが、個々の企業にとどまらず業界団体が中心となって業界全体のイメージアップに取り組むことが必要である。

また、建設業界全体の法令遵守を強化し、企業の社会的責任（CSR:Corporate Social Responsibility）に対する取り組みにより、県民に社会資本の整備の重要性や建設産業に対する対策の重要性を理解してもらう取り組みが必要である。

対策6 社会資本整備にかかる情報開示及び維持管理計画の策定

国及び地方公共団体の財政状況から今後も社会資本整備に投下される資金の伸びが期待できないことから地域の実情に応じた「1.5車線の整備」など重点的、効率的、効果的で真に必要な社会資本整備を進める必要があるが、国及び県は社会資本整備についてあるべき姿を示すなど情報開示に努めるべきである。

過去に整備した公共施設の維持管理については、道路・河川・港湾・下水道などの施設についても、調査点検を行い、現状把握とデータ整備及び適切な維持管理を行うとともに維持管理基本計画の策定が必要である。

また、この維持管理工事に県内業者が対応できるよう専門的な技術を有する建設業者を育成することも視野に入れる必要がある。

対策7 経営の多角化・新分野進出

新分野進出にあたっては、これまでの建設業とは全く異なる知識・ノウハウ・人材・販路等が必要とされることから、実際に新分野に進出した後、行き詰まっている事例も多い。

建設分野以外の分野へ進出するにあたって、建設業者の取り組むべき課題と方向性と、それを支援する立場である行政等の支援機関の支援のあり方について以下に示す。

1. 建設業者の取り組むべき課題と基本的方向

(1) 事前に綿密な事業計画を作成

新分野進出した企業からは、「事前の調査・研究が重要」という声が多い。また、成功事例を見ると、経営トップ自らが取り組んでいるケースが多い。

事前の調査・研究・計画作成にあたっては、県の助成制度や専門家からのアドバイスを受けることができる制度など様々な支援制度があるので、その活用が効果的である。

また、商工会・商工会議所など身近な支援機関に相談することも有効である。

(2) 余裕のある事業計画

新分野での経営が軌道に乗り収益を出すまでには、ある程度の時間がかかり、特に、農林水産分野においては安定的な収量確保までにはかなりの時間がかかるのが実態であり、リスクが大きい。

収益が出るまでの間は本業が支えるという形になる。したがって、収益が出るまでには数年間かかることを前提とした事業計画を策定する必要がある。

(3) 異業種・地域との連携

これまで新分野進出をした建設業の実態をみると、人材・販路・ノウハウ等が不足していることから、当初想定した売上・収益が確保できていない事例が多く見受けられる。

このような自社で不足している分野を補う方法として、他社との連携が有効な選択肢として考えられる。

下記に他社と連携して取り組んでいる事例を挙げたが(【事例1】【事例2】)、リスクを低減するとともに短期間で新規事業を軌道に乗せることが可能になっている。また、地域全体で取り組むことにより産地化・ブランド化も可能になり、認知度も高くなる。

さらに、観光分野などとも連携し、様々な商品・分野とコラボレーションすることにより付加価値向上やPR効果を高めることも可能になる。

このような他社・異業種あるいは地域と連携することにより、単独で事業化した場合の弱みを補完することが可能になり、お互いの強みを最大限に生かした、Win-Win(注5)の関係を築くことが重要である。

一方、幅広い連携を進めることは単独企業では難しい面もあることから、業界団体において、連携を支援する体制の構築も必要である。

(注5)「Win-Win(ウィン-ウィン)＝勝つ-勝つ」とは、「自分も勝って、相手にも勝たせる」という意味で、取引上、双方に利益(メリット)がある状態や関係のことをいう。

【事例1】

「生産・加工・販売をそれぞれ得意とする異業種の3社が協力し、新分野進出した事例」

県内の建設業者M社は、農業分野に進出するにあたり、特殊な加工技術を有するメーカーと加工食品の販売ルートを持つ販売会社と連携して新会社を立ち上げた。

M社・メーカーとも完全無農薬有機栽培（有機JAS）の認定を受けているため、この新会社の商品は有機JAS認定商品として販売することができるという強みを有している。

M社は、農作物の栽培を新会社から受託するという形であるため、事業の採算確保が容易でリスクが小さい。さらに、特殊な技術を持つメーカーと連携したことにより、付加価値の高い加工食品の開発が可能になったこと、また、メーカー・販売会社とも販路を持っていること等により短期間で販売を軌道に乗せることができた。

M社社長は農業分野への単独での進出は困難であり、グループで取り組んでいたことが成功につながったと評価している。

今後も地域の農家・農業法人等と連携し、事業の拡大を進める計画である。

【事例2】

「建設業者3社が共同し農業分野に進出した事例」

県内の建設業者3社が協議会を設立し、「安全・安心・安定」にこだわった有機JAS農産物の生産・販売を行っている。

3社で情報交換を行うことにより生産の安定に努めるとともに、販売面において共同で取り組むことにより地域の様々なイベントにも参加し易くなることなどにより販売促進にも効果が出ている。

地域の農家・地元自治体・大学・研究機関等との産・学・官の連携を図りながら、産地形成、地域農産物のブランド化を進めている。

さらに、農業分野にとどまらず観光体験農園や郷土料理の提供など商業者や観光産業との連携を図り、地域の活性化につなげる計画である。

（4）新たに進出した分野の周辺分野の開拓

新分野において収益が確保できるまでには時間がかかることから、それまでの間は本業が支える形になる。そういう点から本業と新分野事業との相乗効果を図り、会社全体として収益が確保できるようにすることも効果的である。相乗効果により本業にもプラスになった事例として【事例3】のようなケースがあるが、このような新たに進出した分野の周辺分野を開拓することにより、会社全体として収益を確保することも効果的である。

【事例3】

「新たに進出した分野の周辺分野を開拓し本業の売上増につなげた事例」

県内の建設業者A社は、介護施設が当該地域において不足していたことから、地域貢献への思いから介護事業の分野に進出することを決め、デイサービスセンター・高齢者向け

優良賃貸住宅という介護複合施設を経営している。

介護事業を行うことにより介護のノウハウが蓄積できたこと、また地域において介護を手がける建設業者として認知されてきたことなどにより高齢者のいる住宅のリフォーム工事の受注が増えるという相乗効果が出てきている。

今後も地域貢献という観点から、地域のニーズが大きい介護施設の増設をしていく計画である。

2. 行政等支援機関の取り組むべき課題と基本的方向

(1) 総合的な支援 ～支援機関間の連携の強化～

新分野に進出した企業からは、「支援機関がどのような支援制度を持っているかよくわからない。」「新分野進出にあたって、どこに相談に行けばよいかわからない。」等の声が上がっている。

また、たとえば農業分野に進出した場合など、生産・加工・販売の支援が縦割りになっており、相互の連携が取れていないという指摘もある。

このような課題に対応し、支援制度の活用を促進するため、各支援機関は各種支援制度の周知を図るとともに、企業に出向いていく姿勢が必要である。

また、行政においては、農林サイド、商工サイド、土木サイドという縦割りの支援になりがちであり、連携が不十分な面もあることから、今後各支援機関の連携を強化し、生産から販売まで、経営相談・アドバイス、資金支援、販路開拓支援など、一貫的で総合的な支援を実施することが重要である。

(2) 継続的な支援 ～新分野進出後のフォローの強化～

新分野に進出した企業からの要望として、前述の「総合的な支援」とともに「継続的な支援」も求められているところである。行政の支援のあり方として、ともすれば単年度の事業支援にとどまりがちである。

新分野事業が軌道に乗るまでには数年間の期間が必要である。支援機関においても、事業計画作成から収益が確保できるまで、複数年度にわたる技術指導、販路開拓支援など継続的支援を行う必要がある。

そのため、新分野に進出した企業に対して定期的に企業訪問し、アドバイスや指導をするなど事業継続を支援する仕組みの構築が必要である。

(3) 異業種・地域と連携した事業の支援

前述のように、新分野にかかる販路・ノウハウ・人材等が不足している建設業者が、新分野において成功するためには他社・地域との連携が効果的である。しかしながら、建設業者が連携を望んだ場合においても限界があるのが実状で

ある。

建設業者と異業種・他分野の企業・団体等を結びつけ、連携を促進するためには、地域の情報を熟知し、人脈を有するコーディネーターが必要である。地元自治体・商工団体等においては、企業単独の支援はもちろんのこと、複数企業のコラボレーション、地域の各種団体などとの連携によりWin-Winの関係を築くことができるようコーディネートする体制の構築が望まれる。

また、このような連携した活動に対し、国が実施していた「建設業と地域の元気回復助成事業」（注6）のような資金的な支援を行うことも連携促進、事業の継続化という観点から検討する必要がある。

(注6) 「建設業と地域の元気回復助成事業」（国土交通省）

異業種との連携等により、建設業の活力の再生、雇用の維持・拡大や、地域の活性化を図るため、連携事業に関する検討や試行的実施に当たって必要となる経費を助成。

第4章 建設産業の再生と発展に向けて

建設産業が魅力と活力を回復し、県民の安全・安心なくらし、経済社会の発展、医療・福祉政策の充実に貢献するためには、建設企業、建設産業団体、国・県・市町村、学など建設産業に関わる関係者が一体となって、この方策の実現に取り組むことが重要である。

建設企業においては、技術力、施工力、経営力を一層磨き、県民の期待に応えられるよう努力することが望まれる。

建設産業団体においては、県民に建設産業の必要性を理解してもらうよう努めるとともに、研修の強化により技能・技術の継承に努める必要がある。

国・県・市町村においては、地域の生活・産業を支える社会資本整備を進めるために一定額の予算を確保する努力をするとともに、入札制度改革や地域維持型の新たな発注形態の検討などを通じ、建設企業の経営努力が報われるよう、様々な取組や支援を行うことが必要である。

学においては、様々な技術開発に努めるとともに、地域の建設業を継続的に維持できるように、企業・行政と一体となり、建設業のイメージアップ、将来的に地域のリーダーとなり得る人材の育成に努めなければならない。

今後、これらの対策の実現に向け、継続的な審議や規則の改正等を通じ、実施可能な対策から順次実施し、できるだけ早期に施策の具体化が図られることを期待する。

島根県建設産業のあり方検討会 審議経過

第1回建設産業のあり方検討会

◆日時

平成23年10月26日（水） 13:30～16:30

◆内容

- ①建設産業のあり方検討会の進め方について
- ②公共事業費の状況について
- ③本県建設産業の現状について
- ④建設産業対策の実績と課題について
- ⑤県内建設業の財務状況について
- ⑥業界の現状及び課題について
- ⑦平成24年度以降の建設産業対策の基本的方向について

第2回建設産業のあり方検討会

◆日時

平成23年11月21日（月） 14:00～16:00

◆内容

- ①「建設産業の再生と発展のための方策2011」（国土交通省策定）及び本県地域建設産業の育成について
- ②公共土木施設の維持修繕について
- ③建設業の新分野進出にかかる支援について

第3回建設産業のあり方検討会

◆日時

平成24年2月20日（月） 13:30～15:30

◆内容

- ①今後の建設業のあり方及び建設産業に対する支援策についての提言案の検討

第4回建設産業のあり方検討会

◆日時

平成24年3月27日（火） 13:30～15:30

◆内容

- ①今後の建設業のあり方及び建設産業に対する支援策についての提言案の検討

島根県建設産業のあり方検討会設置要綱

(設置の目的)

第1条 建設投資の減少、就業者の高齢化・担い手不足等厳しい経営環境にある本県建設業の現状を踏まえつつ、地域の安全安心の確保、地域経済活性化や地域の雇用維持を図るため、外部の専門家、有識者により、今後の建設業のあり方及び建設産業に対する支援策について提言することを目的とする「島根県建設産業のあり方検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の事項について検討を行い、知事に提言する。

- 1) 県内建設業を取り巻く現状の把握
- 2) 県内建設業が抱える課題の分析
- 3) 建設産業対策の検討及び推進に関する提言

(委員の構成、委嘱、任期)

第3条 検討会は、外部の専門家、有識者からなる11名の委員により構成する。

- 2 委員は知事が選任し、委嘱する。
- 3 委員の任期は平成24年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討会に座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、検討会を統括し、検討会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、座長がこれを招集し、座長が議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の過半数の出席によるものとする。なお、委員の委任を受けた者について、座長が適当と認める場合は、代理出席とみなすことができる。
- 3 検討会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数が認めるときは、非公開とすることができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、専門的知識又は経験のある者、その他関係者の出席を求め、又は他の方法により、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 検討会の運営に関する庶務は、島根県土木部土木総務課建設産業対策室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会の会議において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月6日から施行する。

資 料 編

目 次

- 資料 1 「島根県の公共事業費、許可業者数及び建設産業にかかる雇用対
策の方針等の変遷」
「島根県土木部公共事業費の推移」
- 資料 2 「土木一式・建築一式の圏域別事業者数」
- 資料 3 「土木一式許可業者格付け企業数と保証実績の比較」
- 資料 4 「県内建設業者の規模別財務状況」
- 資料 5 「県土木部発注工事の落札率推移」
- 資料 6 「島根県建設産業実態調査結果概要」
- 資料 7 「島根県内の規模別従業員数推移」
- 資料 8 「島根県内圏域別年齢構成」
- 資料 9 「県立高校の土木系を専攻する生徒数の推移」
- 資料 1 0 「橋梁修繕事業費の比較」
- 資料 1 1 「建設産業対策の実績と課題」